

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の解説

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

1. はじめに

建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時における「地域の守り手」と

して国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っている。一方、他産業と比較して厳しい就労条件を背景に若い世代の入職・定着が進まず、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう「持続可能な建設業」を実現するため、担い手の確保に向けた取組を強化す

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要) ～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～ 令和5年9月19日策定

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

(1) 契約における非対称性の解消

- ①受注者によるリスク情報提供の義務化
 - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ②請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
- ③オープンブック・コストプラス方式の標準請負契約約款の制定

(2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ①請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ②価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
 - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

(3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ①当事者間での誠実協議
 - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ②民間事業者への勧告等
 - ・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
 - ・不適切な契約は正のため許可行政庁の組織体制を整備

2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

(1) 標準労務費の勧告

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

(2) 受注者における不当に低い請負代金の禁止

- ・労務費を原資とする販売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする

(3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

(1) 適正な工期の確保

- ①受注者による著しく短い工期の禁止
- ②WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
 - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

(2) 生産性の向上

- ①建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
 - ・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ②監理技術者等の専任制度等の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、繁閑に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてさらに検討。
青字：法改正で対応する事項

図－1 基本問題小委員会「中間とりまとめ」の概要（一部加筆）

ることが急務となっている。また、昨今の急激な資材価格の高騰を受けて現場技能者の賃金の原資となる労務費等がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められている。

このような状況を踏まえ、中央建設業審議会※¹の下に設置された基本問題小委員会において、令和5年5月から9月までの間に計5回の審議が行われ、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上について、早急に講ずべき施策を取りまとめた「中間とりまとめ」が策定された（図－1）。

このうち、法律の改正が必要な事項について、令和6年3月8日「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」として閣議決定された。

同法案は、第213回通常国会での審議を経て可決成立し、令和6年6月14日に「建設業法及び

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」として公布された（令和6年法律第49号。以下、「改正法」という）。

本稿では、この改正法の概要等について解説する。

※1 建設業法に基づき国土交通省に設置された組織で、発注者（デベロッパー等）・受注者（建設業者）・学識者の代表により構成された会議体

2. 改正法の内容（図－2）

（1）労働者の処遇改善

① 建設業者による不当に低い請負代金による請負契約の締結の禁止（建設業法第19条の3第2項関係）

建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長い、担い手の確保が困難。

（参考1）建設業の賃金と労働時間
建設業※ 417万円/年（▲15.6%） 2,022時間/年
全産業 494万円/年 1,954時間/年（+3.5%）

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年）
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和4年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内
[H9] 685万人（10.4%）⇒ [R4] 479万人（7.1%）
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
 - ➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
 - ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
 - ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
 - ➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
 - ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
 - ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
 - ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
 - ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
 - ・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）
- ICTを活用した生産性の向上
 - ・現場技術者に係る専任義務を合理化（例、遠隔通信の活用）
 - ・国力現場管理の「指針」を作成（例、元下間でデータ共有）
 - ➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
 - ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）

労務費確保のイメージ

元請 材料費、自社経費、下請経費、労務費

1次下請 自社経費、下請経費、労務費

2次下請 自社経費、下請経費、労務費

3次下請 自社経費、下請経費、労務費

金銭

中央建設業審議会が勧告

標準労務費

著しく下回る見積り・契約を禁止

著しく下回る見積り・契約を禁止

著しく下回る見積り・契約を禁止

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

タブレットを用いて情報共有を円滑化

図－2 改正法の全体像

請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないこととされた。

② 著しく低い額による建設工事の見積りの禁止等（建設業法第 20 条関係）

1) 材料費等記載見積書の作成及び交付

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの（以下、「材料費等」という）その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書（以下、「材料費等記載見積書」という）を作成するよう努めることとされた。また、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであってはならないこととされた。

さらに、建設工事の注文者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載見積書の内容を考慮するよう努めることとされた。また、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでに当該材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされた。

2) 著しく低い材料費等の額による見積り依頼及び請負契約の締結の禁止

建設工事の注文者は、材料費等記載見積書を交付した建設業者に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならないこととされた。これに違反した発注者が、当該求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約（当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を

締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告等を行うことができることとされた。

③ 労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務（建設業法第 25 条の 27 第 2 項関係）

建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めることとされた。

④ 建設工事の労務費に関する基準の作成等（建設業法第 34 条関係）

中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされた。

⑤ 国土交通大臣による調査等（建設業法第 40 条の 4 関係）

国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、(1)の③に規定する措置の実施の状況、(2)の②の規定による通知又は協議の状況その他の国土交通省令で定める事項につき、必要な取組状況の調査及びその結果の公表を行うとともに、中央建設業審議会に対し、当該結果を報告することとされた。

⑥ 公共工事の受注者の違反行為に関する事実の通知（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という）第 11 条関係）

各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が、建設業法第 19 の 3 第 2 項、第 19 条の 5 第 2 項、第 20 条第 2 項若しくは第 6 項のいずれかの規定に違反する行為をしていると疑うに足

りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととされた。

⑦ 入札金額の内訳の提出（入契法第 12 条関係）

建設業者が公共工事の入札に係る申込みの際に提出する書類のうち、入札金額の内訳を記載した書類において国土交通省令で定める材料費等を記載することを明確化することとされた。

(2) 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止について

① 請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（建設業法第 19 条第 1 項関係）

資材等の高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、建設工事の請負契約を締結するに際しては、価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定めを書面に記載しなければならないこととされた（図－3）。

② 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（建設業法第 20 条の 2 関係）

建設業者は、その請け負う建設工事について、

主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされた。

さらに、この通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができることとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めることとされた。

③ 工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合における各省各庁の長等の責務（入契法第 13 条第 2 項関係）

各省各庁の長等は、公共工事について、その工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じな

(現行)

(建設工事の請負契約の内容)
第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
一～六 (略)
七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
九～十六 (略)

天災不可抗力条項に関しては、「算定方法に関する定め」と規定

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」の記載は求められていない
→「**契約変更をしない**」といった内容を約する契約についても**許容されるものと解される余地**
契約変更条項を契約書上設けない契約が約 6 割

(改正後)

八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく**工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め**

契約書（イメージ）

第〇条 請負代金の変更方法

- ・ **発注者又は受注者は**、材料価格に著しい変動を生じたときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる**請負代金額の変更**を求めることができる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。etc ...

資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化
→「**契約変更をしない**」といった内容を約する契約については**許容されない**

図－3 建設工事の請負契約書の法定記載事項（イメージ）

なければならないこととされた。

(3) 働き方改革と生産性向上について

① 建設業者による著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（建設業法第19条の5第2項関係）

建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされた。

② 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保（建設業法第25条の28関係）

特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めることとされた。それとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めることとされた。

また、国土交通大臣は、当該措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表することとされた。

③ 監理技術者等の専任義務の合理化（建設業法第26条第3項関係）

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という）を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、当該監理技術者等の専任を要しないこととされた（監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがないものとして政令で定める数を超える場合は除く）。

④ 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（建設業法第26条の5関係）

建設業者は、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、その営業所の営業所技術者等^{※2}が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、当該営業所技術者等に監理技術者等の職務を兼ねて行わせることができることとされた（工事現場の数が、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超える場合は除く）。

※2 建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であって一定の要件を満たす者

⑤ 施工体制台帳の写しの提出義務の合理化（入契法第15条第2項関係）

改正前の入契法では、発注者から公共工事を直接請け負った建設業者が下請契約を締結した場合は、その公共工事に関する工事現場の施工体制等を記載した施工体制台帳を作成し、当該施工体制台帳の写しを発注者に提出することとされている。しかし、改正法では、発注者がその施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認することができるとして国土交通省令で定める措置を講じている場合には、当該写しの提出を要しないこととされた。

⑥ 情報通信技術を活用した公共工事の適正な施工の確保（入契法第16条及び第17条第2項関係）

公共工事の受注者である建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めることとされた。

また、発注者から直接公共工事を請け負った建設業者は、その建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関してその建設業者が講ずる措置の実施のために必要な措置を講ずることができるよう、下請負人の指導に努めることとされた。

さらに、各省各庁の長等は、前記の措置が適確に講じられるよう、その建設業者に対し、必要な助言、指導等の援助を行うよう努めることとされた。

3. 国会での審議

改正法案は、令和6年5月15日に衆議院国土交通委員会において提案理由説明が、同月22日に審議が行われ、同日に附帯決議と併せて全会一致で賛成が決議、同月23日の衆議院本会議において全会一致で可決、参議院に送付された。

参議院では、令和6年5月28日に参議院国土交通委員会において提案理由説明が、同年6月6日に審議が行われ、同日に附帯決議と併せて賛成が決議、同月7日の参議院本会議において可決成立し、同月14日に公布された。

改正法案は、政府原案のとおり可決されたが、建設技能者の賃金水準の可及的速やかな全産業平均並みへの引き上げの達成や、建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進、建設Gメンの

機能や体制の一層の強化による実効性確保などが衆・参両院の附帯決議に盛り込まれている。政府としてはこれらの点に留意し、その運用について遺漏のないよう取り組んでいく。

4. おわりに

今回の改正は、建設業における担い手確保や生産性向上等の取組強化が急務になるとともに、建設資材の急激な価格変動等、建設業を取り巻く昨今の環境変化への対応が不可避となっていることを踏まえ、建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう緊急に行うものであり、今後、施行に向けて詳細の制度設計を行い、業界に周知していく。

併せて、中間とりまとめのうち法律の改正が必要な事項以外の部分についても検討・具体化、「建設Gメン」の体制を強化することで実効性を確保していく。

これらの制度改正による措置を通じ、建設業における処遇改善、働き方改革及び生産性向上に総合的に取り組むことで、地域の守り手である建設業が持続可能、かつ、新4K「給与が良く、休暇が取れ、希望が持てる」そして「カッコいい」魅力的な産業となるよう、業界の皆さまの声を聴きながら、さまざまな取組を進めてまいりたい。